



日本司法支援センター（法テラス）等との連携について

外国人住民からの相談の中には、法的課題が含まれているものが少なからずあるところ、法テラスでは、通訳を介した民事法律扶助相談（ ）を含め、多言語での法的支援の推進に取り組んでいます。

一元的相談窓口は、法テラスの指定相談場所に指定されることにより、民事法律扶助を利用した弁護士や司法書士による法律相談を実施することが期待されています。法テラスの指定相談場所となることに関心のある自治体においては、指定のための条件等について、お近くの法テラス地方事務所までお問合わせください（ ）。

また、日本弁護士連合会も、全国の弁護士会に対し、一元的相談窓口において弁護士による定期的な法律相談の機会を設けるなどの連携の取組を要請しています。指定相談場所への弁護士の派遣などについて、各地の弁護士会等との連絡・調整が必要な場合は、日本弁護士連合会宛てにお問合わせください（ ）。

【問合せ先】

法テラス地方事務所の連絡先

<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html>

日本弁護士連合会業務部業務第二課

多文化共生社会の実現に関するワーキンググループ担当

電話番号 03 - 3580 - 9841（代表）



経済的に余裕のない方のための無料法律相談です。一定の基準を満たし、かつ日本国内に住所があり、適法に在留する外国人を対象としています。在留資格がないなど、法テラスの民事法律扶助相談を利用できない場合でも、日本弁護士連合会が行う法律援助事業を利用できる場合があります。詳しくは上記 までお問合わせください。

